

平成 20 年 3 月 31 日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 3 号
株式会社 山 武

単元未満株式買取手数料・買増手数料無料化について（ご案内）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社では、当社株式の 1 単元（100 株）に満たない株式（単元未満株式）をご所有の株主様を対象といたしまして、「単元未満株式の買取・買増制度」をご利用いただく際に必要である手数料を平成 20 年 4 月より 1 年間無料とするお取扱いを実施いたしますので、これを機会に制度のご利用をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 制度の概要

(1) 単元未満株式買取制度

株主様ご所有の 1 単元（100 株）に満たない株式を当社にて買い取らせていただく制度

※買取単価は、必要書類が下記の株主名簿管理人に到着した日の株式会社東京証券取引所における最終価格を適用いたします。

(2) 単元未満株式買増制度

株主様ご所有の 1 単元（100 株）に満たない株式とあわせて 1 単元となるべき単元未満株式の売渡しを請求できる制度（例えば、70 株ご所有の株主様は、当社に対し 30 株の売渡しをご請求することになります。）

※買増単価は、必要書類及び所定の買増概算金が下記の株主名簿管理人に到着した日の株式会社東京証券取引所における最終価格を適用いたします。

※毎年 3 月 31 日から起算して 12 営業日前から 3 月 31 日までの間、及び 9 月 30 日から起算して 12 営業日前から 9 月 30 日間での間は、買増手続を停止させていただきます。また、買増請求された株式数が、当社の保有する自己株式数を超えるにいたった場合にも受付を停止させていただきます。

2. 今回のご案内

買取手続に関しましては、平成 20 年 4 月 1 日（火）から平成 21 年 3 月 31 日（火）に下記の株主名簿管理人到着分、買増手続に関しましては、平成 20 年 4 月 1 日（火）から平成 21 年 3 月 12 日（木）に下記の株主名簿管理人到着分について、「単元未満株式の買取・買増制度」をご利用いただく際に必要な手数料を無料とさせていただきます。

3. お申し込み・お問い合わせ先

請求用紙のご請求等お手続の詳細は、下記株主名簿管理人までお問い合わせください。

【株主名簿管理人】

〒135-8722 東京都江東区佐賀一丁目 17 番 7 号

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-288-324（フリーダイヤル） [受付時間 9：00～17：00（土日休日を除く）]

※なお、ご所有の単元未満株式につきまして、株券の保管振替制度をご利用の株主様は、お取引の証券会社にお問い合わせください。

以 上